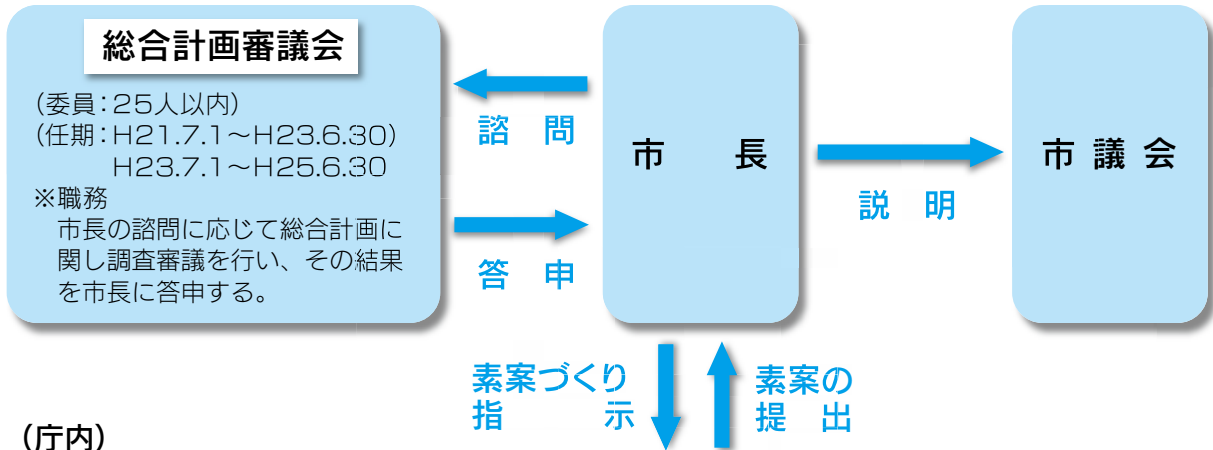




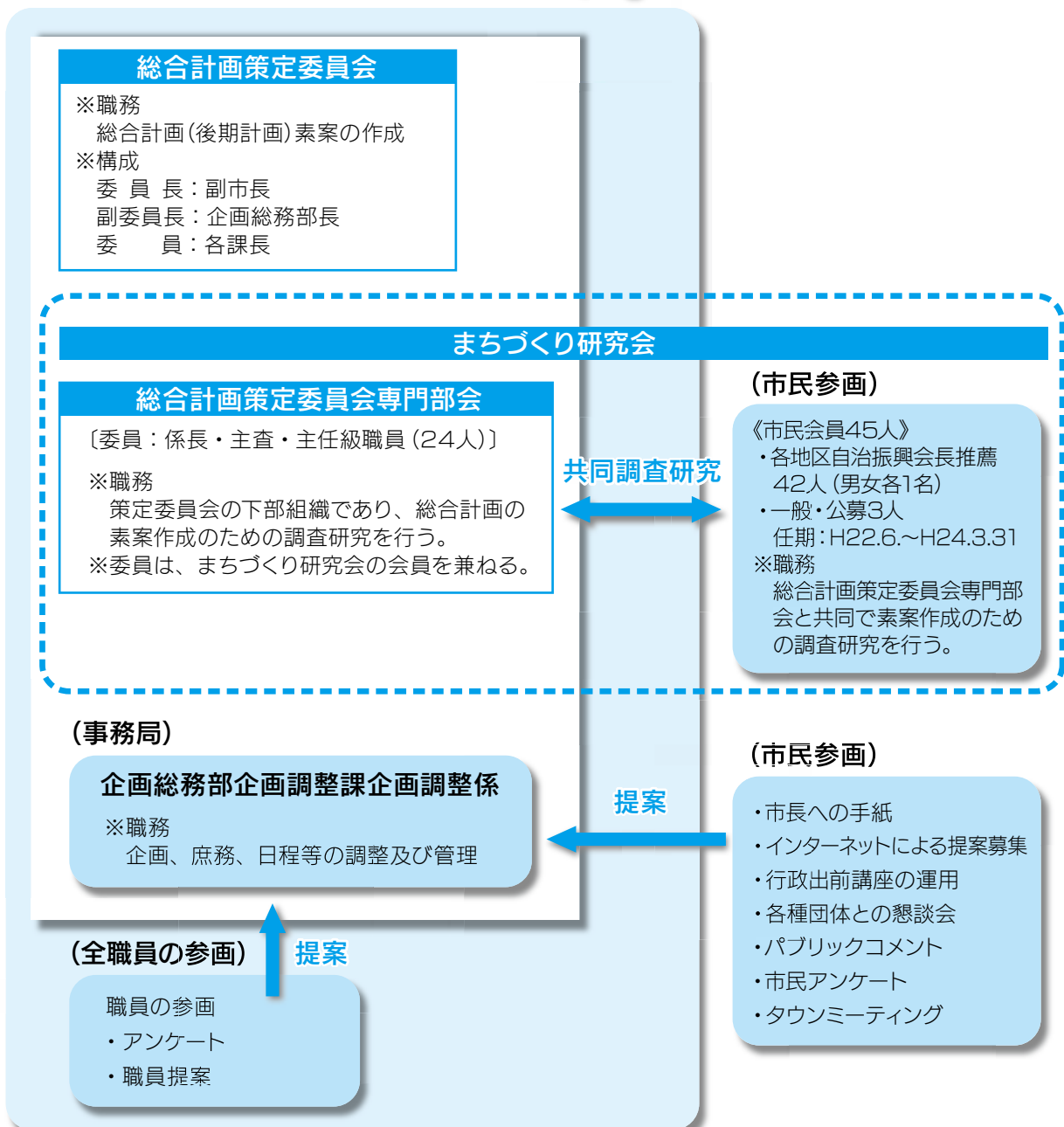
附 属 資 料

1 総合計画策定に関する組織

(諮問機関)



(市内)



2 砺波市総合計画策定の経過

■総合計画審議会

平成22年11月22日	第1回	・総合計画策定の骨子及び後期計画の策定について
平成23年 6月17日	第2回	・基本構想(素案)等の審議
7月21日	第3回	・基本構想(案)及び基本計画(案)の諮問
8月11日	第4回	・基本構想(案)及び基本計画(案)の答申
11月25日	第5回	・実施計画(案・H24~H26)の概要について

■策定委員会・専門部会

平成22年 5月 8日	総合計画策定の骨子について
平成23年 6月 上旬	基本構想(素案)の調整
7月 4日	基本計画(素案)の審議

■議 会

平成23年 6月28日	基本構想(素案)の説明(全員協議会)
7月22日	基本構想(案)及び基本計画(案)の説明(全員協議会)
8月22日	基本計画(案)の説明(総務文教常任委員会委員協議会)
9月 2日	基本構想(案)及び基本計画(案)の説明(全員協議会)
12月 5日	実施計画(案・H24~H26)の説明(全員協議会)

■その他(市民参画による提案)

- ・市長への手紙による提案
- ・行政出前講座の実施
- ・パブリックコメントによる提案
- ・市民アンケートの実施
- ・職員からの提案
- ・タウンミーティングによる提案

■まちづくり研究会

年月日	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会
H22.2	まちづくり研究会会員募集（各地区自治振興会 2名ずつ、一般公募）			
6月	まちづくり研究会全体会及び第1回分科会（24日） 全体会…総合計画策定の骨子と組織、会員の役割について 分科会…会長、副会長の選出、今後の進め方など			
7月	第2回（22日） 社会福祉	第2回（29日） 学校教育、 教育環境	第2回（28日） 散居村、水辺、 花と緑	第2回（21日） 農業生産基盤、 経営体制、 ブランド化
8月	第3回（24日） 健康づくり、 地域医療	第3回（26日） 青少年の育成	第3回（25日） 環境保全、 自然、 循環型社会	第3回（18日） 企業誘致、 伝統産業
9月	タウンウォッチング（4日） 第1、第2分科会 ちゅうりっぷ保育園、出町子供歌舞伎曳山会館、 砺波北部小学校、増山城跡ほか 第3、第4分科会 となみ散居村ミュージアム、庄川水資料館周辺、 JAとなみ野種子資料館、砺波消防署庄東出張所ほか			
	第4回（21日） 子育て環境の整備	第4回（16日） 生涯学習	第4回（22日） 公共交通、住宅	第4回（28日） 商店街活性化
10月	第5回（26日） 高齢者及び 障がい者(児)福祉	第5回（28日） 芸術及び 伝統文化	第5回（26日） 防災、消防、 防犯・交通安全	第5回（20日） 観光
11月	第6回（18日） 国民健康保険及び 後期高齢者制度、 国際・国内交流	第6回（11日） スポーツ、 レクリエーション 第7回（25日） 協働	第6回（19日） 道路網、 都市整備、 上下水道	
12月			第7回（15日） 協働、 男女共同参画	第6回（6日） 観光、雇用対策
H23.1	第7回（28日） まとめ	第8回（27日） まとめ	第8回（26日） まとめ	
2月				第7回（1日） まとめ
3月	『まちづくりに関する提言書』を市長に提出（11日）			

3 諮問、答申

(1) 諮問

企 第 155 号
平成23年7月21日

砺波市総合計画審議会
会長 前田 一樹 様

砺波市長 上田 信雅

砺波市総合計画後期計画の基本構想（案）及び 基本計画（案）について（諮問）

砺波市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、砺波市総合計画後期計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

(2) 答申

平成 23 年 8 月 11 日

砺波市長 上 田 信 雅 様

砺波市総合計画審議会
会長 前 田 一 樹

**砺波市総合計画後期計画の基本構想及び
基本計画について(答申)**

平成 23 年 7 月 21 日付けで諮問のあった砺波市総合計画(後期計画)の基本構想案及び基本計画案について慎重に審議した結果、妥当なものとの結論に達しましたので、別添の意見書を付して答申いたします。

なお、本計画の成案及び推進に当たっては、意見書及び審議会において各委員から提出された意見を十分に踏まえた上で、検討されるよう配慮願います。

意見書

今日、地方自治体には、予想を上回る少子高齢社会の急速な進展のもとで、社会の成熟に伴って多様化する行政ニーズに対応しながら、災害をはじめとする様々な脅威に備えた危機管理や環境問題への対策など、これまでに経験したことがない課題への対応が求められています。

また地域主権改革が進められるなか、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決定し、その特色を活かしたまちづくりを着実に進める力量が求められているものと考えます。

このことから、総合計画案に対する答申にあたり、下記の意見を付すことといたします。

記

- 1 基本構想に示す「砺波らしさ」を最大限に活かした施策の充実に努めるとともに、今後とも地域の個性を尊重し、他の地域より優れたまちづくりを進められたい。
- 2 総合計画は市政運営の基本的な理念とその大綱を表したものであり、具体的な施策の展開にあたっては、さらに個々の課題の検討を行い、市民との役割分担を明らかにした上で、市民協働の視点に立って進められたい。
- 3 北陸新幹線開業や庄川左岸における北陸自動車道のスマートインターチェンジの新設などを好機として捉え、観光振興戦略を着実に進めることはもとより、積極的な企業誘致や交流人口の拡大による地域振興に努められたい。
- 4 東日本大震災に代表される大規模災害の発生を教訓に、市民生活に重大な被害を及ぼす事態に備え、安心安全なまちづくりを進められたい。

4 条例、規定

○砺波市総合計画審議会条例

平成16年11月1日

条例第21号

(設置)

第1条 砺波市の施策の総合的かつ基本的な計画策定のため、砺波市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて砺波市総合計画(以下「総合計画」という。)を調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員及び総合計画に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その職によって委嘱された委員が、その職に異動を生じたときは、失職したものとみなす。

5 委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 会長は、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

○砺波市総合計画策定委員会規程

平成16年11月1日

訓令第10号

(設置)

第1条 市の総合計画を策定するため、砺波市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、総合計画の策定について調査、研究及び審議を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は企画総務部長をもって充て、委員は市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を総理し、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(資料の提出又は説明の要求)

第5条 委員長は、必要がある場合において、関係部課長等に対して、資料の提出又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

(専門部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員及び関係職員のうちから委員長が任命する者をもって構成する。

3 部会は、その部門に属する事項について、調査、研究及び審議を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

5 砺波市総合計画審議会委員名簿

氏 名	参 考 (団体役職名等)
秋 山 順 子	個人ボランティア登録者
飯 田 敏 雄	砺波市文化協会会長
飯 田 良 榮	庄川町商工会会長
池 田 守 正	砺波市議会議員
石 原 明 夫	パナソニック(株)セミコンダクター社人事・総務グループ
(加 藤 欣 也)	(連合富山砺波地域協議会事務局次長)
伊 藤 仁 嗣	青年農業者
江 守 俊 光	砺波市議会議員
大 島 肇 一	砺波商工会議所会頭
岡 部 紀 子 (山 田 順 子)	砺波市連合婦人会会長
小 森 兼 重	砺波市民生委員児童委員協議会会長
齋 藤 幸 恵 (丹 羽 千代美)	砺波市男女共同参画推進員連絡会会長
坂 口 美 保	砺波市PTA連絡協議会会長
(清 澤 伸 之)	砺波市PTA連絡協議会事務局長
佐 野 日出勇	となみ野農業協同組合代表理事組合長
芝 田 聡	富山県知事政策局 課長
(柴 田 豊 明)	鷹栖口用水土地改良区理事長
舘 栄 子 (澤 越 泰 子)	砺波市老人クラブ連合会副会長
舘 康 弘 (岡 龍 夫)	砺波市地区自治振興会協議会会長
坪 本 好 美	砺波市体育協会理事
(川 田 盛 稔)	砺波市体育協会会長
鍋 谷 万里子 (境 嘉代子)	砺波市食生活改善推進協議会会長
廣 瀬 慎 一	富山県立大学講師
堀 田 信 一	砺波市議会議員
前 田 一 樹	富山大学芸術文化学部教授
水 上 博 子 (森 田 由美子)	砺波市母親クラブ連合会会長
山 森 文 夫	砺波市議会議員
吉 田 一 衛	砺波市社会福祉協議会会長
余 西 朗	となみ青年会議所理事
(白 山 達 也)	となみ青年会議所理事長

※ () は前委員の氏名、役職

6 まちづくり研究会

(1) 設置要領

(設 置)

第1条 砺波市の総合計画の策定に際し、計画の素案づくりに関し、市民と砺波市総合計画策定委員会専門部会員とが共同で調査、研究を行うため、まちづくり研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる調査、研究を行う。

- (1) まちづくりの将来構想
- (2) 市民と行政との協働によるまちづくり施策

(会 員)

第3条 研究会は、76人以内の会員をもって組織する。

2 会員は、市内に住所を有する者であつて、次の各号に掲げたものとする。

- (1) 各地区の自治振興会長から推薦を受けた市民42人（男女各21人）以内
- (2) 若者世代 5人以内
- (3) 公募に応募した者5人以内
- (4) 市職員24人

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(分科会)

第5条 研究会に、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 健康・福祉分科会
- (2) 教育・文化・スポーツ分科会
- (3) 生活環境・都市基盤分科会
- (4) 農林・商工観光・労働分科会

2 住民参画、地域活動、行財政は上記分科会の共通テーマとする。

3 分科会は20人程度の会員で組織する。この場合において、分科会の所属は、会員の希望を聴いて決定する。

4 分科会に、分科会長及び副分科会長各1人を置き、分科会員の互選により選出する。

5 分科会長は分科会務を総理し、分科会を代表する。

6 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、企画調整課において処理する。

(2) まちづくり研究会会員名簿

分科会	分野	研究テーマ	役職	氏名
第1分科会	①笑顔があふれる 福祉のまちづくり	健康、医療、子育て、高 齢者及び障がい者福祉、 地域福祉など	会長	横山 宗平
			副会長	萩原 明子
			会員	齊藤 君子
				辻 英次郎
				寺西美紀子
				中島 栄治
				永田 喜一
				藤澤 淑子
				宝田 敬子
				宮木 貴英
渡辺美智子				
第2分科会	②「人」と「心」を 育むまちづくり	教育、家庭、青少年育成、 生涯学習、伝統文化、ス ポーツなど	会長	泉野 康子
			副会長	丈田 幸平
			会員	澤田 昭男
				台蔵 正樹
				林 紀世美
				伏木美千子
				藤井 法子
				藤井 洋子
				前田 美子
				宮野 房枝
森瀬 正剛				
山本 美紀				
第3分科会	③庄川と散居に広がる 快適なまちづくり	散居村、花と緑、循環型 社会、都市基盤、地域防 災、防犯・交通安全など	会長	丹羽 誠
			副会長	水上 昭次
			会員	安念 明美
				雄川 勝司
				小竹 鈴子
				小幡 正和
				河合 初男
				佐野 友嗣
				高谷 雅幸
				土田 昭雄
中村ひとみ				
第4分科会	④魅力ある産業が 発展するまちづくり	農林業、企業誘致、伝統 産業、商店街活性化、観 光資源、雇用環境など	会長	尾田 武雄
			副会長	林 孝子
			会員	天野 修
				小野津茂樹
				小幡 光子
				川西 久男
				竹部 良伸
				寺井 武彦
				中村 信一
				松本 朋子
吉川 昌江				

砺波市総合計画

後 期 計 画

平成24年2月発行

■発行／砺波市

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111(代)

■印刷／株式会社チューエツ



「庄川と散居に広がる 健康フラワー都市」をめざして

